

平成 28 年 9 月 2 日

法制審議会信託法部会
部会長 中田 裕康 殿
(幹事 中辻 雄一朗 殿)

委員 平川 純子
(公益財団法人公益法人協会 監事)

意見書の提出について

私平川純子は、平成 28 年 9 月 6 日開催の第 33 回法制審議会信託部会に、都合により欠席いたしますが、同日検討される予定の『公益信託法の見直しに関する論点の検討 (2)』について、あらかじめ意見を別紙にて申し上げますので、検討の際の材料として取扱方お願い申し上げます。

《別紙》

『公益信託法の見直しに関する論点の検討（2）』に対する意見書

委員 平川 純子

第1 公益目的の信託事務の定義等

1 公益目的の信託事務の定義について

意見：原案に賛成。

但し、公益認定法第2条第4号の定義と比較して、定義の順序が異なることに意味があるかどうか明かされたい。

2 公益目的の信託事務の種類について

意見：原案に賛成。

第2 受託者に関する認定基準

受託者に関する認定基準について

意見：原案に賛成。

第3 信託事務に関する認定基準

1 当該公益信託の受託者等の関係者に対する特別の利益の供与禁止について

意見：甲案に賛成。

税法上の恩恵を受ける意味でも、かかる規律は必要である。

2 営利事業を営む者等に対する特別の利益の供与禁止について

意見：甲案に賛成。

税法上の恩恵を受ける意味でも、かかる規律は必要である。

3 社会的信用を維持する上で相応しくない信託事務及び公の秩序若しくは善良の風俗に害する恐れのある信託事務の禁止について

意見：甲案、乙案いずれでもなく、以下の案を丙案として提案する。

【丙案】 公益信託の受託者は、信託事務及びその他の事業を行うに当たり、社会的信用を維持するうえで相応しくない事業や、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであることを認定基準とする規律を設ける。

(理由)

公益信託の受託者となる者は、公益信託事務のみならず、自分自身固有の事業（以下固有事業）を行っていることが一般的と考えられる。その固有事業において社会的信用を維持するうえでふさわしくない事業や公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業を行っている場合、このような者を公益信託の受託者として認めることは妥当ではないと考える。

しかしながら、甲案は「～ふさわしくない信託事務や、～おそれのある信託事務（以下「ふさわしくない事業」という。）を行わないものであることを認定基準とする規律を設ける。」として、信託事務に関する規律を前提としている表現であるため、固有事業については何の規律も課していないものと考えられる。したがって甲案では固有業務において、「ふさわしくない事業」を行っていても認定基準違反とはならない。

他方、公益法人の認定基準については、当該法人のすべての事業について、これらの「ふさわしくない事業」を禁ずる規律を求めており、公益信託の場合においても公益信託事務を引き受ける者は、公益法人同様高い社会的信用性が求められるため、同一の規律が必要と考える。

また、乙案はこのような規律を設けるまでもなく、公益信託事務としてそのような「ふさわしくない事務」を行うことは想定しがたいとして、何ら規律を設けないとする。しかし、固有事業については、甲案同様に沈黙しており、前述のような問題点を内包している。

以上のことから、固有事業も含めて規律を設けるべきと考える。なお、付言すればこの認定基準は認定時の基準のみならず、設定後の遵守基準でもあり、仮に認定後「ふさわしくない事業」を行ったときは認定取消事由となるものとする。

4 収支相償について

意見：丙案に賛成。

なお、19頁（注）の米国におけるペイアウトルールの説明中、ペイアウトルールの適用があるのは、Public Charity 以外の Private Foundation とされているので、特定少数者に支配されている家族財団のみならず、それ以外のものも指すとされているので、それを補足説明されたい。

5 公益目的の信託事務以外の信託事務による公益目的の信託事務の実施への支障がないことについて

意見：原案に賛成。

6 公益目的の信託事務の比率について

意見：原案に賛成。

以上